

宮医発第 616 号
令和 2 年 7 月 15 日

宮城県知事　村井嘉浩殿

公益社団法人 宮城県医師会
会長 佐藤和宏



新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関への支援に関する要望書

平素は、宮城県の医療行政全般にわたりご指導いただき、厚く御礼申し上げます。

さて今般、二次補正予算の宮城県に対する支給額が 141 億円になったとの報道があり、その他にも新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、医療機関に対して様々な支援策が講じられるようです。その中で、新型コロナウイルス患者を受け入れる医療機関への支援や救急、周産期、小児医療機関への支援と共に、「地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援」もあげられています。

対象は、中小病院、有床、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所などですが、要件は「感染拡大防止対策に要する費用に限らず、感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保に要する費用」が対象で、実費を補助するとされ、その試算ツールも 6 月 26 日に厚労省から事務連絡として発出されています。その中で「各医療機関への支給額は都道府県が決定するものである」と明記されていますが、医療人個人への支援金は別として、開業医療機関への支援金は現在のところは、この支援金が唯一のものです。

ご存知のように 2020 年 4 月の入院外総点数（外来での売り上げ）は、日医の調査では診療科を問わず、対前年同月比で 10% 以上の減少となっており、小児科や耳鼻咽喉科に至っては、36%～39% 減という惨憺たる状況であり、5 月は更に厳しい結果が予想されています（調査結果を集計中です）。このように新型コロナウイルス感染症受け入れ医療機関はもとより、一般の開業医療機関も深刻な経営危機に陥っています。

こうした状況下、今回の支援金は大変ありがたいのですが、今までの支援金申請においては、領収書の添付や実行した証拠の提示など、厳しいハードルが設けられ、結果的

に期待した程の結果が得られずに、かえって落胆することになっていました。今回のコロナ禍では、書類保管などの心の余裕がなかったこともまた事実です。今回の上限は無床診療所で100万円であります。どうか、宮城県におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策で、精神的にも、経営的にも疲弊しきっている医療機関を勇気づけ、来るべき第2波に立ち向かう元気を与えられるような采配をお願い致したく、宮城県の医療機関を代表してお願い申し上げます。

結びに、知事ご本人はじめ関係する県職員の皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。

担当：宮城県医師会事務局 総務課

TEL：022-227-1591

FAX：022-266-1480